

人と自然・都市と農村が共存する共生型土地利用

今回の計画の特色として、従来の開発と保全に区分する土地利用のあり方にとらわれない、笠岡らしさを活かした新しい土地利用形態である「共

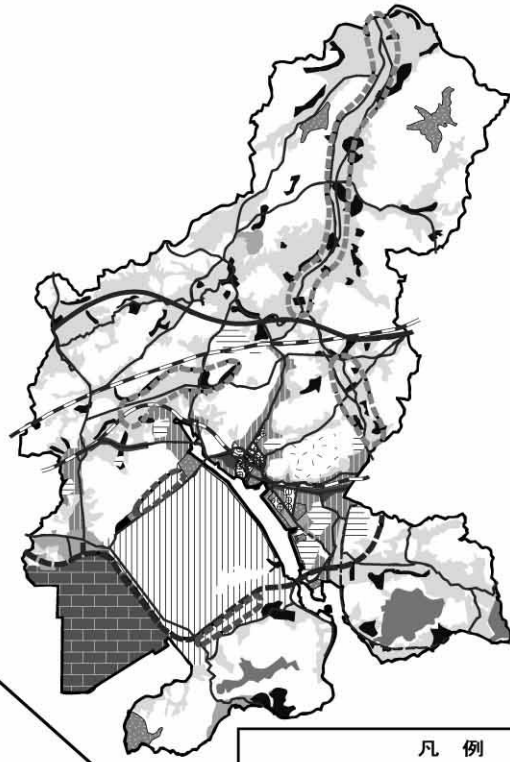
生型土地利用」を設定したことが挙げられます。

これは、人口定着や地域の活性化などを目指したもので、大きく分けて、市外からの新たな定住希望者や住み替え需要に対応するための「環境共生エリア」と、笠岡湾干拓地

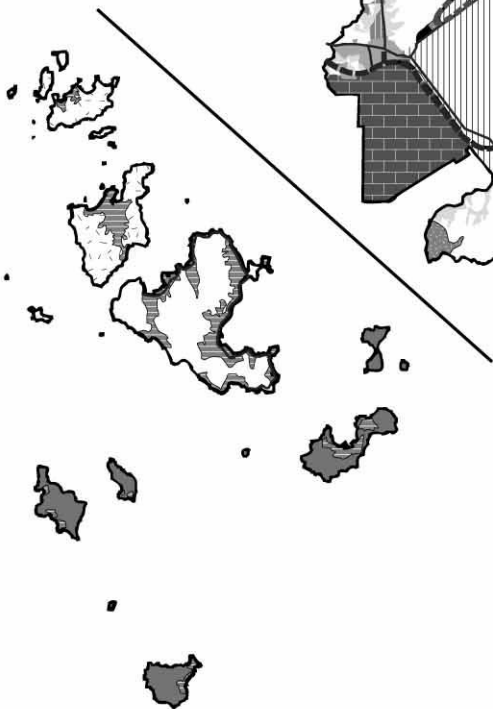
の農業資源を活かした土地利用を誘導する「農業共生エリア」の2つがあります。

五地域別のまちづくり構想

北部・西部・中部・南部・島地部の五地域別の将来像・



凡例	
専用住宅系市街地	
住宅系市街地	
商業業務系市街地	
沿道商業地	
工業地	
大規模工場集積地	
自然景観保全地	
自然環境保全地	
自然系緑地	
公園・レクリエーション地	
海洋風土集落地	
既存集落地	
農業地	
大規模農地	
その他施設等用地	
環境共生エリア	
農業共生エリア	
道路	
道路 (計画中)	



目標・整備方針については、ワークショップの中で市民の皆さんとともに考え、地域の特色やアイディアを活かしながら、きめ細かい計画を策定しました。



都市計画マスタープラン案を閲覧できます

市ホームページまたは都市計画課で閲覧できます。この案へのご意見をお寄せください。ご意見は11月12日(金)までお願いします。

宛先・問合せは

〒七一四一八六〇一
笠岡市中央町一一一
都市計画課
☎2138 ☎2185
《Eメール》tokei6@city.kasaoka.okayama.jp
《ホームページ》
http://www.city.kasaoka.okayama.jp/tosikeikaku

「土地」を活かして創る 明るい未来

10月1日は「土地の日」
10月は「土地月間」です！

○土地取引には届出が必要になる場合があります

一定面積以上の土地について売買などの取引をする場合、土地を取得した人は、契約を結んでから2週間以内に、土地の所在する市町村役場まで届け出てください。

届出をしないと法律で罰せられることがあります。

届出が必要な土地取引の形態は？

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡

※これらの取引の予約も含む。

一定面積以上とは？	市街化区域	市街化区域を除く
二千㎡	市街化区域を除く	五千㎡
都市計画区域	都市計画区域	都市計画区域以外の区域
一万㎡		

問合せ：岡山県地域振興課
086-226-7254
笠岡市都市計画課

☎2138